

町民の皆様へ

## 緊急事態宣言に伴う協力をお願い

4月7日に政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

対象地域は、感染が急速に拡大する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県で、期間は5月6日までとなっており、人と人との接触機会を7割から8割削減することを目標に外出自粛を求めることなどが示されました。

4月4日に本町で確認された感染者の方についても、東京都からの一時帰省者でありましたが、緊急事態宣言の発令により、今後、対象地域からの帰省者の増加が予想されます。

一時帰省される予定の親族がおられる方は、帰省前にお住まいの地域の帰国者・接触者相談センター等への相談を促してください。

また、帰省された方及びご家族の皆様におかれましては、町内での感染者発生リスク軽減のため、一定期間（2週間程度）外出を自粛していただきますようお願いいたします。

本町では、緊急事態宣言の発令に伴い、次のとおり対策を講じることとしましたので、町民の皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

- 一 帰省者に対する人権侵害について、十分な配慮をお願いします。
- 二 裏面のとおり、一時帰省者用相談窓口を設置いたします。
- 三 帰省者を含む町民の皆様に、町が管理する屋内施設での、マスク着用、手指消毒の徹底を引き続き呼びかけます。
- 四 新型コロナウイルス感染症関連の今後の支援策については、随時情報の提供を行ってまいります。

令和2年4月8日

みやき町長 末安 伸之

# 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口

## 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省コールセンター

電話 **0120-565-653**(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00(土日・祝日も実施)

- 一般電話相談窓口(コールセンター)

電話 **0952-25-7485**

受付時間 8:30~21:00(土日・祝日も実施)

- 一般相談

佐賀県健康増進課 電話 **0952-25-7075**(平日 8:30~17:15)

## 症状がある方の相談窓口

- 帰国者・接触者相談センター

鳥栖保健福祉事務所 電話 **0942-83-2161**

※対応時間は平日 8:30~17:15 で、休日夜間などの開庁時間外については、電話応答メッセージに従った対応による警備会社を経由した連絡体制を確保しています。

## 一時帰省を検討されている方または一時帰省された方の相談窓口

- 一時帰省者用相談窓口(町で独自に設置)

電話での相談受付 総務課 電話 **0942-89-1651**

各庁舎の相談受付 住民窓口課(中原庁舎)、北茂安総合窓口課、三根総合窓口課

受付時間 平日 8:30~17:15

## 町内における新型コロナウイルス感染者状況

4月4日及び5日に町内で感染が確認された家族3人について、家族との接触者は医療機関の関係者等19人で、全員の陰性が確認されたと報道がなされました。感染した3人は入院中で、濃厚接触者については、4月12日までの間、行動自粛要請、健康観察が実施されています。また、感染者が受診された医療機関については、消毒作業が完了したとの報告を受けています。

みやき町役場 総務課

0942-89-1651